

(様式SH03)

信用保証依頼書

愛媛県信用保証協会 行

令和8年6月13日

本申込について、審査の結果、貸付を適当と認めますので、保証制度要綱および同事務取扱要領を遵守のうえ信用保証を依頼します。

金融機関本・支店名		金融機関コード		9999-999代理貸	
松山市一番町1丁目20番地		電話番号		(089) 931-2114	
代表者名		FAX番号		(089) 931-2107	
株式会社松山銀行一番町支店 支店長 松山 肇		担当部署・担当者		遠藤	
		不在時連絡者		二神	
協会顧客番号		事前相談受付番号		3 12345678	
フリガナ カブシキガイシャ ホショウケンセツ		保証制度(略称)		4 県経営安定一般スムーズ8000	
株式会社 保証建設		責任共有対象		5 無	
		2 有 [①部分保証の負担金]			
貸付金額		1 個別		2 極度	
10000000円		貸付予定日		年月日	
資金用途		1 運転		2 設備	
3 運転・設備		貸付利率		1 固定	
貸付形式		2 変動		6 年	
2 証書		2 65%以内			
3 手形		3 元金均等		3 元利均等(ローン)	
4 公正証書		4 不均等		5 当貸随時	
5 当貸(貸付専用型)		6 当貸約定		7 商手落込	
6 当貸(カードローン型)		7 電子記録債権割引			
7 電子記録債権割引		返条件		8 1 か月目から	
		59 か月目まで		1 か月毎	
		166,000円		初回	
		206,000円		最終回	
		9 年 月 日から		か月毎	
		日に		円あて	
		回返済		初回・最終回	
		円			
		10 (不均等)			
この貸付で完済する保証がある場合など		保証番号		11	
		12 保証料返戻預金口座		種類	
		1 普通		2 当座	
		口座番号			
		口座名義(カナ)			
割引残高有無		1 無		2 有	
※割引根保証を更新する場合は、ご記入ください。					
連帯保証人		保証人等明細に記入のとおりとします。			
担保有無		1 無		2 有	
担保種類		1 不動産		2 有価証券	
3 商手		4 売債		5 その他()	
設定区分		1 協会		2 金融機関	
担保流用区分		1 新規		2 既存(同条件)	
3 既存(変更)					
備考(担保明細等)		※新規設定の場合は、必ず「不動産登記簿謄本」等の資料を添付してください。既存(変更)の場合は、以下に内容等をご記入願います。また、担保番号や保証番号が分かる場合にはご記入願います。			
		13 当行設定(根) 30,000千円のうち12,000千円を本件の引当とする。協会優先。			

14 令和8年	6月	13日	現在の残高	15 (取引開始 預金 平成2年	4月/融資 平成2年	4月)
当座	3,250千円	区分	16 プロパー	保証協会付	保全状況	取引振り
普通	0千円	融	貸付	31,500千円	10,000千円	不動産
定期性	5,000千円	資	割引	0千円	0千円	預金
その他	500千円		その他	4,500千円	0千円	その他
合計	8,750千円		合計	36,000千円	10,000千円	合計
					27,500千円	1 優良
						2 良
						3 普通
						4 新規

17 申込(代表者)の事業経験・業界知識	18 ※最近の業績、返済能力、経営者の人物、取組方針等
1 十分ある	2 普通
3 やや不足している	
事業の将来性	1 有
2 やや有	3 横這い
4 下降・後退	
申込(代表者)の計数観念(決算・業績把握度)	
1 十分に有	2 普通
3 やや不足している	
立地条件(商業・サービス業)、取引先状況(製造業ほか)	
1 良好	2 普通
3 不良	
今期中の焦付	1 発生していない
2 発生した(相手先)	

令和5年3月期より景気低迷及び受注先の倒産により、売上、収益とも減少し、2期連続赤字計上したが、令和7年3月期は抜本的な経営効率化により黒字転換している。
本体は、パワーショベル老朽化に伴う買い替え資金の申込である。
返済原資については、別紙設備計画書のとおり懸念ないと思われ、支援したい。

【確認状況記載欄】「申込書の内容を申込人が理解し、申込意思に基づいて正しく記載されていること」について、次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法	金融機関確認者
令和8年6月13日	15時00分	1 電話 2 来店面談 3 訪問面談 4 その他()	松山

信用保証依頼書の記入項目説明

金融機関から信用保証協会に信用保証を依頼する書類です。

- ① 日付は必ずご記入ください。
- ② 代理貸の場合は金融機関名をご記入ください。
- ③ 当協会の顧客番号をご記入ください。新規のお客様等顧客番号が不明の場合はご記入を省略しても構いません。
- ④ 保証制度は、協会商品や地公体制度等併用する制度がある場合、それぞれ具体的にご記入ください。
- ⑤ 貸付金額の一部を保証する割合保証制度など金融機関が一部責任を負うような責任共有の対象とならない制度であることを想定して申込される場合は1に○をご記入ください。
なお、責任共有対象制度のうち、負担金方式を選択している金融機関も従来からの部分保証制度(社債・ABL等)の申込をされる場合は①に○をご記入ください。
- ⑥ 貸付実行時の貸付予定利率をご記入ください。
- ⑦ 返済区分を選択し、2及び4を選択した場合は下段の返済条件をご記入ください。
- ⑧ 期間保証(保証期間を月数で定めたもの)の場合にご記入ください。
例)6か月の据置、返済額の端数調整が最終回の場合
7か月目から 59か月まで1か月毎に毎月185,000円、最終回195,000円
- ⑨ 確定日保証(保証期日を定めたもの)の場合にご記入ください。
- ⑩ 不均等返済の場合は、返済条件を具体的にご記入ください。
- ⑪ 本件貸付で既存の保証付貸付を完済される場合は、保証番号をご記入ください。
- ⑫ 本申込にて既存保証付借入の借換を行う場合、自行(金庫)の預金口座(口座の種類・店番号・口座番号・口座名義[カナ])を必ず記入してください。
- ⑬ 設定区分が金融機関の不動産担保の場合、次の通りご記入ください。また、設定区分が金融機関の場合で、新規設定、変更の際は金融機関所定の「担保台帳」等の写しを添付してください。
[新規の場合] 根抵当権50,000千円のうち30,000千円引当(協会劣後)
[既存(同条件)の場合] 根抵当権50,000千円のうち30,000千円引当(協会劣後)
(保証番号12-34-567890と同一担保条件)
[既存(変更)の場合] 根抵当権50,000千円の極度額を100,000千円に増額の上、内40,000千円引当(協会劣後)
(優先順位) ①貴行 30,000千円
②協会 30,000千円(既流用保証番号 12-34-567890)
③協会 40,000千円(本件)
※極度額、流用額、優先順位、担保物件など変更の内容を具体的にご記入ください。
- ⑭ 申込金融機関の信用保証依頼日時点における取引状況をご記入ください。
- ⑮ 申込金融機関の銀行取引開始(預金・融資)年月は必ずご記入ください。
- ⑯ 融資区分「プロパー」は、保証協会付以外の金額をご記入ください。保全状況の「不動産」は取引極度をご記入ください。
極度設定の貸付の場合は、実際の利用がなくとも、極度額をご記入ください。
- ⑰ お申込人の定性評価をご記入ください。なお、今期中の焦付があった場合、その相手先と金額をご記入ください。
- ⑱ 最近の業績、返済能力、経営者の人物、取組方針等についての所見を具体的にご記入ください。
- ⑲ 「申込書の内容を申込人が理解し、申込意思に基づいて正しく記載されていること」について、確認状況をご記入ください。

資格要件申告欄

当座貸越（貸付専用型）根保証又は事業者カードローン当座貸越根保証の場合は必ずご記入ください。

下記の通り「当座貸越（貸付専用型）根保証」又は「事業者カードローン当座貸越根保証」の資格要件に該当しており、今後とも当 行 として、支援育成していきたい先であり、償還能力も認められます。

記

共通要件

- (1) 同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っている。
- (2) 当 行 との与信取引が6か月以上ある。

当座貸越（貸付専用型）根保証

※該当する資格要件の番号を一つだけ○で囲んで下さい。

<個人事業者>

- 1. 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース（CRD）によるスコアリングが基準以上である。
- 2. 当 _____ の信用スコアリングが前記CRD基準と同等以上である。
- 3. 確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得300万円以上を計上し、かつ自己名義の不動産（自宅・店舗等）を所有する。
- 4. 確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得100万円以上を計上し、不動産等物的担保の提供がある。

<法人>

- ① 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース（CRD）によるスコアリングが基準以上である。
- 2. 当 _____ の信用スコアリングが前記CRD基準と同等以上である。

事業者カードローン当座貸越根保証

※該当する資格要件の番号を一つだけ○で囲んで下さい。

<個人事業者>

- 1. 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース（CRD）によるスコアリングが基準以上である。
- 2. 当 _____ の信用スコアリングが前記CRD基準と同等以上である。
- 3. 確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産（自宅・店舗等）を所有する。

<法人>

- 1. 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース（CRD）によるスコアリングが基準以上である。
- 2. 当 _____ の信用スコアリングが前記CRD基準と同等以上である。

以上

（様式SH06）

個人情報の取扱いに関する同意書

令和8 年 6 月 13 日

愛媛県信用保証協会 行

住 所 松山市千舟町3丁目3番地8
氏 名 保証 太郎

印

- 私は、貴協会の保証を利用するにあたり、以下の事項について同意いたします。
- ① 信用保証業務及びこれに付随する業務の適切な運営の遂行のため、貴協会が下記に掲げる私に関する個人情報等を下記目的のために必要な範囲で利用すること
 - ② 貴協会が裏面に掲げる私に関する個人情報（過去のものを含む）を裏面に掲げる利用目的のために必要な範囲で、裏面に掲げる者との間で授受すること
 - ③ 保証申込が不承諾もしくは取り下げとなった場合、または担保・保証人の差し替えがあった場合でも、貴協会が引き続き私に関する個人情報を利用すること
 - ④ 将来、私が貴協会の保証を利用する場合についても、上記と同様に取り扱うこと（今回は異なる金融機関を利用する場合を含む）

記

個人情報の取扱いについて

愛媛県信用保証協会

- 当協会は、個人情報の利用に関し、以下に掲げる事項を遵守いたします。
- ① 個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、以下に掲げるお客様の個人情報等を、信用保証業務及びこれに付随する業務並びに以下の目的の達成に必要な範囲で利用すること
 - ② お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないこと

<個人情報>

- ① 氏名・住所・連絡先・家族に関する情報、決算・税務申告に関する情報、他の信用保証協会利用状況、返戻保証料振込口座等、相談時に提出頂く書類、保証委託申込書・条件変更申込書並びに申込時及び申込後提出頂く書類に記載されたすべての情報
- ② 就業状況・収入・負債額・資産保有状況・住民票記載事項・相続人に関する情報等、求償権の行使に必要な情報

<利用目的>

- ① 経営・金融・各種制度利用の相談の受付及び各種保証制度利用のご提案
- ② 保証申込・条件変更申込の受付、審査、決定
- ③ 保証利用資格の確認及び保証取引の継続的な管理
- ④ 法令等や契約上の権利の行使や義務の履行
- ⑤ 取引上必要な各種郵便物の送付
- ⑥ 信用保険・損失補償契約の相手方に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者提供
- ⑦ 市場調査及びデータ分析並びにアンケート等の実施
- ⑧ 保証料率・保険料率の算定及び保証料の返戻
- ⑨ 求償権の行使
- ⑩ その他中小企業金融及び信用補完制度の適正な運営

以 上